

コミュニティステーション使用料

コミュニティステーション使用細則第12条（使用料）2項に規定するコミュニティステーションの使用にかかる使用料について、次のとおり規定する。

使用時間	1時間
使用料金	500円

【附則】

1. 施設使用時間（1時間単位）に端数が生じた場合は、端数切り上げとして処理する。
2. ひなたの街団地管理組合団地総会・理事会、ひなたの街団地自治会役員会、並びにこれに類するものの目的による使用については、上記使用料は無償とする。
3. 使用料の徴収については、コミュニティステーション使用細則第13条による。
4. この規定は、令和6年4月1日をもって施行する。